

唐代の積奠について

中野昌代

はじめに

日本古代の積奠は、春秋の仲月上丁の日に先聖孔子をまつる大学寮の行事であった。積奠が唐より渡来した儀式であることはいうまでもないが、唐では中祀として「祀令」に規定される国子監の重要な「祭祀」であり、日本では「学令」に規定されている。当然様々な相違がみられ、儀式の根幹をなす犠牲についても、唐が特別に飼育された大牢（牛・羊・豚）を享日の朝に屠り、礼によって割くのに対して、日本では狩猟によって得た三牲（大鹿・小鹿・豕）をすでに解体した状態で用いている。とくに、平安時代になり貴族社会に穢意識が浸透するにともない、三牲を忌避する傾向が強くなってゆくという状況もみられるようになる。また、唐では饋享（祭祀）↓講学という次第であるが、日本では饋享↓講学の後に宴会がおこなわれるというような違いがみられる。

唐代の積奠について

日本古代の積奠については儀式の次第と変遷、三牲などの問題については研究されてきた^①。しかし、伝来もとである唐で積奠がどのように制度化され、またその意味がどのように日本でとらえられたかについてはあまり知られていないようである。本稿では、唐代の積奠にお

ける先聖先師制度を中心にして、その変遷を追い、またその背景の事情を考えてみる。

第一章 初唐の積奠

1 高祖の時代

唐代の積奠については、多賀秋五郎氏、高明士氏の研究^②に詳しいが、いずれも教育史の方面から論じたものである。唐代の積奠を考える場合、まず先聖先師の問題に触れなくてはならない。先聖先師とは積奠の対象となる、斯道における大成者のことを言う。しかし、礼記には「凡そ始めて学を立て、必ず先聖先師に積奠す^③」とのみ記されており、具体的には先聖先師が誰を指すかという明確な規定はなく、儒教における者とも限定されてはいなかった。実際、後漢から唐にいたるまで、周公を先聖、孔子を先師とする場合と、孔子を先聖、顔回を先師とする二通りがみられるが、孔子を先聖とする方が大勢を占めていた。ただし、唐一朝においては、先聖の座は周公と孔子の間を何度も行き来した。

義寧二年（六一八）帝位についた高祖李淵は、中央に国子学・太

窓 学・四門学を置き、地方郡・県にも学校を設けた^④。そして翌武徳二年

(六一九)には、国子学に周公と孔子の廟を立て、四時祭りを行うことを詔した^⑤。ここでは周公は礼楽の創設者、孔子は一時陵遅した礼楽を広く世に伝えた者として、二人を「二聖」と称している。

武徳七年には釈奠がおこなわれ、周公を先聖として孔子を配享した^⑥。先述したが、唐以前の歴代王朝における先聖先師は、後漢の明帝の時以外は先聖を孔子としている。もちろん隋においても先聖は孔子、先師は顔回であった。学校制度について歴代王朝の先例を鑑みただ高祖が、何故事例の少ない周公の先聖制を取り入れたのであろうか。

これについて多賀秋五郎氏は、高祖の政治理念が漢代に復帰することを理想としていたことと、高祖が太原より蜂起して隋に代わったという歴史的事実が、周の武王が殷を討って革命を敢行したと酷似しており、唐の行動を中国的倫理により正当付けるといふ理由で武王の弟周公を先聖としたとする。また長安が周公の居した鎬京と近いことから周公に親近感をもっていたという^⑦。

わたしは、先に見た武徳二年の詔に注目したい。ここでは、周公・孔子はともに「二聖」とされているが、当然のことながらその事績については記述のされかたが違う。周公は「周の邦を匡翊け、礼教を創設し、尤も典憲を明らかにし、生人の耳目を啓き、法度の本源を窮めた」とされ、孔子は「天資榮哲にして、斉・魯の内を経論し、洙泗の間を揖讓し、異聞を総理し、弘く旧制を宣ぶ^⑧」とされており、両者の違いは明らかである。一方はそれを創始し、一方は一度は廃れたそれを集めて大成した者。動乱の中より立ち上がり、新しい国家を建設しようとしている高祖が、礼楽を創設し、国家生民を導いた周公を先聖

としたのは当然といえる。しかも、隋の恭帝から禪讓をうけた高祖は、前王朝の隋をより強く意識したのであろうし、文帝・煬帝以上の王道を実現する者として、周公を規範とするべきであると考えたとしてみても不思議ではない。この唐初の先聖周公、先師孔子という制度は、高祖の統治理念よくあらわしており、また高祖自身も釈奠に親臨することによって、この理念を臣下に体现したと思われる。

2 太宗の時代

太宗李世民は、玄武門の変で兄の皇太子李建成を葬り皇帝となり、貞観と改元した。太宗は学問を好み、秦王時代には宮城西に文学館を設置して房玄齡、杜如晦らの十八学士を置いた。彼らは太宗のブレーンとして活躍し、玄武門の変に際しても太宗の傍らにあって補佐した。皇帝位につくに及び、太宗は正殿の横に弘文館を開き、虞世南、褚亮、姚思廉らを置いて聴朝の合間に内殿で経義の講論や政事を協議させた。

さて、太宗が皇帝となったその翌年の貞観二年(六二八)、尚書左僕射房玄齡、国子博士朱子奢が孔子を先聖とし、顔回を先師とすることを奏上した。「武徳中、詔して太学に釈奠し、周公を以て先聖と為し、孔子を配享す。臣周公、尼父(孔子)を以て俱に聖人と称すも、庠序置奠は本は夫子に縁るなり。故に晋、宋、梁、陳及び隋大業の故事は、皆孔子を以て先聖と為し、顔回を先師と為す。歴代の行う所は古人の允に通ず。伏して請うらくは周公を祀るを停め、夫子を升して先聖と為し、顔回を以て配享せんことを」と、太学の設置はそもそも孔子の事績によるもので、また南朝及び隋では孔子を先聖とし顔回を

先師としているのだからこれは古人の通法であり、わが朝も先聖は孔子、先師は顔回とすべきであると説いたのである。太宗はこれを許し、周公先聖を停め孔子を先聖とし、顔回を先師とした。この奏上は、学校と孔子の関係、及び歴史事実を理由にして孔子を先聖とするという論旨であった。

この房玄齡らの奏上が、太宗の意をうけていたのは明らかで、太宗自身による新しい時代の教育イデオロギーの確立を目指したものと解することができる。また、玄武門の変を経て皇帝位についた太宗にとっては、前代の先聖先師制は実は「古人の通法」ではなかったというアピールもその眼目にあつたのかもしれない。

さらに政治的な配慮も考えなければならぬ。高祖李淵が蜂起した時高祖に従った集団は、陳寅恪氏いうところの北朝の名流「閹隴集團」が核となっており、唐朝創業期には政治の中心は彼ら閹隴集團であった。しかし、学問の世界においては南学が中心であった。高氏によると、太宗の先聖孔子・先師顔回制は、南学者の不満を抑えるために重要であったとしている^④。先述したように、宋・梁・陳などの王朝も先聖孔子・先師顔回としており、南学者にとって高祖の先聖周公・先師孔子制は、承認しがたいものであったと思える。そのような中、太宗の先聖孔子・先師顔回の制が復活した。高氏はこれを中国教育史上の一大事であるとし、学校で積奠を行うときに、その教育的意義が政治的意義よりも重きをなすようになったと評価を与えている。これは、教育史的にみて、太学と孔子の関係を確認することによって、孔子を教育者として位置づけて先聖となすことが本来正統で、政治的な思惑で周公を先聖にするということを否定したとみる評価である。し

かし、実際にはその背景には、南学者を抑えるという太宗の政治的配慮があつたことは事実であり、貞観の先聖孔子、先師顔回の制は、高氏の説のように教育制度において画期的であるといふことは認めざるが、その裏を返せば太宗の目的はひどく政治的であると言わねばならない。

これ以降も太宗は孔子廟の祭祀制度を整備していく。『新唐書』（巻十五）には一連の施策がみられる。貞観四年には全国州県官学に孔廟を置き、同十一年、孔子を追尊して宣父とし兗州（山東省）に給戸二十戸をもって孔廟を置き、同二十一年、左丘明ら二十二人を孔廟に配享するといったことなどである。また、ここで興味深いのが、貞観二十一年の中書侍郎許敬宗の建議である。許敬宗は、積奠に際して国学（国子監）の祝詞に「皇帝謹遣」と称することと、国学、州県学の積奠を三献することを進言している。この奏文の中に「学令に大牢を以て祭り、楽は軒懸を用い、六佾の舞、並びに登歌一節、大祭と相遇せば、改めて中丁を用いよ。州県は常に上丁を用い、学（楽カ）無し、祭は少牢を用う」とあり、「学令」（貞観令）では、積奠の犠牲は大牢（牛・羊・豚）、楽は軒懸、舞は六佾、登歌一節、また、積奠の日（上丁）が大祭と重なれば中丁に改め、また、州県では常に祭りの日は上丁とし、楽はなく、犠牲は少牢（羊・豚）と規定されていたことがわかる。

3 高宗の時代

高宗の永徽二年（六五一）に頒行された「永徽令」では、先聖は周公、先師は孔子となり、顔回は先師から従祀に下り、また左丘明以外

窓
の二十二人は從祀からはずれた。この揺り戻しの原因は令狐德棻にありと多賀氏はみている。^⑤

『旧唐書』卷七十三令狐德棻伝によれば、彼は宜州華原の出身で、高祖の武徳元年に起居舎人となり近侍し、同五年秘書丞となり、「芸文類聚」を撰した。そして、梁・陳・齊・（北）周の史書編纂の必要性を奏上し、太宗の貞観三年には史書の編纂に参加し周書を修め、「武徳已来、修撰を創するの源は德棻自り始まる也」と言わしめた。同六年礼部侍郎、十一年には新礼を修したことよって爵位を進め、高宗の永徽元年には律令（永徽令）選定に参加し、同四年国子祭酒となる。

彼は永徽元年の高宗との問答で「王道は徳に任せ、霸道は刑に任せ、三王自り已上は皆王道を行い、唯秦は覇術に任せ、漢は則ち雑えて之を行ふ。魏、晋已下王霸俱に失う。如し之を用いんと欲すれば、王道を最と為すも、而して之を行ふは難きと為す」と述べた。彼の理想とするところは三王の時代、つまり禹・文王・武王・周公の時代であった。

德棻は関中の名門出身であり、先聖周公・先師孔子制を定めた高祖の側近であったことから考えても、「永徽令」で先聖を周公とした陰には彼の存在があったということも考えられることだが、これは推測の域をこえない。ただ、彼は「永徽令」撰定後、積奠を執りおこなうべき国子祭酒となっており、これは非常に意味のあることと思われる。

ところが、顯慶二年（六五七）、太尉長孫無忌、礼部尚書許敬宗らが、先聖を孔子、先師を顔回とすることを奏上し、高宗は受諾した。

少々繁瑣ではあるが奏文を以下に記す。

新礼を按ずるに、孔子を先聖と為し顔回を先師と為す。又貞観二十一年、孔子を以て先聖と為すを准け、更めて左丘明等二十二人を以て、顔回と俱に尼父に太学に配し、並びに先師と為す。今永徽令文に拠るに、改めて周公を用て先聖と為し、遂に孔子を黜けて先師と為し、顔回、左丘明は並びに從祀と為す。謹みて礼記を按ずるに云わく「凡そ学は、春、官其の先師に積奠す」と。鄭玄の注に曰く「官は詩、書、礼、楽の官を謂う也。先師は、礼に高堂生有り、楽に制氏有り、詩に毛公有り、書に伏生有り、以て師と為す可きが若き者なり」又礼記に曰く「始めて学を立て、先聖に積奠す」。鄭玄の注に曰く「周公、孔子の若き也」と。礼に拠り定と為さば昭然として自ら別つなり。聖は則ち周に非ず即ち孔なり。師は則ち偏に一絳を善くするものなり。漢魏以来、取捨各の異なり、顔回孔子互いに先師と作り、宣父、周公迭に先聖と為す。其の節文を求むるに、逡いに得失有り。貞観の末、親ら綸言を降す所以は、礼記の明文に依り、康成の輿説を酌み、孔子を正して先聖と為し、衆儒を加えて先師と為し、永く制を後昆に垂れ、往代の紕繆を革むるなり。而るに今新令は、制旨を詳かにせず、輒ち刊改を事とし、遂に明詔に違えり。但、成王幼年にして周公踐極し、礼を制し楽を作り、功は帝王に比す。禹、湯、文、武、成王、周公を六君子と為す所以なり。又明王の孝道を説き、乃ち周公の蔽配を述ぶ。此即ち姬旦の鴻業、合に王者と同一之を祀るべし。儒官の就享は実に其の功を貶すなり。仲尼は衰周の末に生まれ、文喪の弊を拯ぐ。堯舜を祖述し、文武を憲章し、聖教を六経

に弘め、儒風を千世に闡める。故に孟軻は「生民ありてより以来一人のみ」と称す。漢自り已降、奕葉、侯に封じ、其の聖を崇奉して今日に迄ぶ。胡ぞ茲の上哲を降して先師に俯入するや。且つ左丘明の徒は其の学を見行す。貶して従祀と為すも、亦故事無し。今請うらくは、令を改めて詔に従い、義に於いて允と為さんと。其れ周公は仍お別礼に依り、武王に配享せんことを。

この奏の主張は以下の如くである。

- 1、「新礼（貞觀礼）」では、先聖は孔子、先師は顔回であったが、「新令（永徽令）」では、先聖は周公、先師は孔子とする。
 - 2、「先師」とは一經を善くするものことと孔子は「先師」にあてはまらない。
 - 3、「新令（永徽令）」は周公を先聖とした理由が詳かではなく、先令（礼）を改定する事をもっぱらとし、（太宗の）詔に反している。
 - 4、周公の偉業は王者としての鴻業であり、儒官の祀りではそれを貶しめる。
 - 5、孔子は漢より以来、聖人として崇奉されてきた。どうして先師にされるのか。
 - 6、周公は別礼によって武王に配享すべきである。
- 先例を説き、先師の意味を考え、周公の功績を王者のそれとして武王に配享することによって孔子を先聖とするという論旨である。
- この議を奏した長孫無忌は、太宗の皇后長孫氏の兄で、閹隴集團の名門に属す。太宗とは幼なじみでもあり、太宗が皇帝につくまでの幾多の危機を太宗とともに乗り越えてきた政界の重鎮であった。太宗の

後継者問題では、太宗の長子李承乾がクーデターを企てたかどで皇太子位を剝奪されるや、晋王の李治（太宗第九子）を強引に推して皇帝に据えた。ちなみに先にみた令狐德棻は李承乾のクーデターに連座したとされ、一時政界より遠ざけられていたのだが、すぐに復帰しているというのも興味深い事実である。

無忌が推した李治は三代皇帝（高宗）となり、高宗の二人目の皇后はかの武后である。この先聖先師についての議がなされた顕慶二年とは、実は、武后一派による、太宗時代以来の政界重鎮の追い落としが熾烈化を極めていたところで、その最大の標的は無忌であった。その二年前の永徽六年（六五五）、武后は策を弄して皇后位についたが、彼女が皇后位につくことを良しとしなかった無忌は、徐々に政界で孤立化させられていき、この顕慶二年の七月には、太宗以来の重臣褚遂良、韓瑗、来濟ら三人が左遷されている。^⑤

無忌とともに先聖先師の建議をおこなった許敬宗は、太宗の十八学士の一人で杭州の出身、父は隋の礼部侍郎。武后の第一の寵臣で、のちに宰相に昇るが悪評高い人物である。^⑥

結局無忌は許敬宗らの謀略により、顕慶四年左遷され幽閉後自殺させられた。^⑦ このような状況下において、先聖先師についての建議がなされたことは、どのような意味をもつのだろうか。翌顕慶三年の「顕慶礼」の選定を見てみると、「顕慶礼」は長孫無忌、許敬宗らによって百三十巻をもって完成した。この「顕慶礼」は「貞觀礼」を損益したもので、学者内での評判は悪く、内容も「貞觀礼」に及ばなかったという。^⑧ 「貞觀礼」「顕慶礼」ともに現在ではどちらも散逸し目にすることはできないが、新しく作られた「顕慶礼」が「貞觀礼」にとっ

窓 てかわるといったことはなく、武則天の時代にも両者を併用していたという。^④

史 思うに「礼」というものは頒行された時点の礼制を記したものでなく、すでに慣例化されている事象を記録集大成したものである。それには、頒行された時点ですでおこなわれていない事例についての記録も存在するだろうし、逆に「礼」の完成以降に定められた事例については記載されていないのは当然である。だから、その「礼」が、当時おこなわれていた礼制のすべてであると考えるのは誤りで、たとえば、玄宗の開元二十年になされた「開元礼」が唐代の礼制を網羅しているとは限らないのである。だからこそ、その完成度は別としても「貞観礼」「顕慶礼」が併用されるというようなことも起こりうるのである。

また、編纂する者にとっては、より完全なものをつくりたいと願うのは当然のこと、このことから考えても、顕慶二年の長孫無忌らの建議は、「顕慶礼」完成までに聴許を取らなければならないという事情もあったと思われる。

また、無忌の立場としては、武後の寵臣である許敬宗らとの協力関係を作る必要があったということも想像に難くない。

4 初唐の積奠の意味

ここまで、高祖の武徳年間から高宗の顕慶年間までの、先聖先師制について見てきたが、本来学界で判断されるべきことが、およそ学界以外の情勢によって大きく左右されていたように思える。高氏は、この一連の動きを単に学術上の争いではなく、党派としての争いの結果

と見ており、武徳の先聖周公・先師孔子制は関隴集団の正当性を主張するため、次の貞観の先聖孔子・先師顔回制は南学者の不満を抑えるため、「永徽令」の先聖周公先師孔子制は関隴派の令狐德棻によるもの、顕慶二年の建議および「顕慶礼」は長孫無忌と南人の許敬宗らによるものとしている。しかし関隴派・南方派と一見簡単に見える構図であるが実は非常に複雑な様相を呈しているように思える。令狐德棻は確かに関隴派の名門の出身である。しかし、先聖孔子・先師顔回制を明記した「貞観礼」の編纂にも携わっている。また長孫無忌は関隴派の重鎮でありながら南人許敬宗と意見を共にしている。また、当時の著名な学者はこれら一連の編纂に関わっているはずである。するとこれは単なる関隴派と南人の争いとのみみることはできない。

高祖の唐朝創業期から武徳時代にかけての政界は、高祖の蜂起にしたがった関隴集団が中心をしめていたが、太宗の貞観時代には活躍を見せなくなり、そのころには、十八学士を中心とする、太宗が秦王であったころからのブレインの活躍が見られる。先の令狐德棻は皇太子李承乾のクーデターに連座して政界より遠ざけられている。この事件については当時の関隴集団と新興勢力との対立と単純にみることはできない。関隴の名門である令狐德棻がクーデターに連座したというのは、德棻の事績から考えて、このクーデターは、氣賀澤保規氏のみるように長孫無忌らを中心にした関隴集団を含む太宗のブレインが活躍する政界で、彼らに対する不満分子が結集して起こったことと理解すべきではないだろうか。德棻も太宗のブレインが活躍する政界では思ふところがあったのかもしれない。

高宗の時代になっても、まだ依然として褚遂良などの太宗時代の重

第二章 開元時代の孔子廟祭祀

臣が政界を動かしており、高宗の伯父長孫無忌も隠然たる勢力をもっていた。その中で、太宗が定めた先聖孔子先師顔回の制を改めた。太宗も父高祖の定めた先聖周公先師孔子の制を改めたのであるから、高宗が太宗のつくった制度を改めることに何の不都合もないとはいえない、これにはかなりの意志が必要であった。しかし、「令」は頒行した日からその効力を持ち、「礼」のように前もって既成事実をつくる必要はないのである。「永徽令」の編纂の中心メンバーである学界の重鎮である令狐德棻が周公を先聖とし、高宗が認め「令」を制定すれば議論を抑えることも可能であったらう。

しかし、またはや変革が起こる。武后グループと、長孫無忌との争いのさなか、無忌と、無忌追い落としの先棒を担いだ許敬宗との建議がなされる。両者のやりとりについては不明であるが、無忌にしてみれば太宗時代の復活であり、しかも彼は許敬宗らとの協力関係もつくらねばならないはずで、異論は勿論はないだらう。

かくて本来政争とは何等関わりのないはずの先聖先師制度が、政争に利用されたのである。高氏は唐代の積奠は学校教育と切り離しては考えられないものであるとされる。先聖先師は儒学における理想であり、儒学は唐の統治理念であり、学校教育の根本である。このようにみると、氏の考えは非常にわかりやすい。また、儒教の第一義は聖人を学ぶこととされる。学校に孔子廟を置き、積奠をおこなうことによって、学生の理想が体現され、何をもって学ぶべきかという目標が身近に顕れるのである。とすれば逆に為政者にとっては、人心をコントロールするためにまことに意を得た宗教行事であったとみることができらう。だからこそ政争の手段として利用されるのである。

武則天の時代を経ても、先の高宗の時代に確立した先聖孔子・先師顔回制はもはや揺らぐことなく、孔子廟の祭祀は玄宗の開元時代を迎えいっそう整備されていくことになる。そしてこの時期は日本の積奠がもつとも影響を受けた時代であった。

韋后より政権を奪取した玄宗李隆基は、『旧唐書』によれば東宮時代より太学に親幸して講論をしたり、集賢院を置き学者を集めて校選をおこない、自身も「孝経」に註をほどこすなど積極的に学問をおこなうと同時に、学校教育・文教施策に力をそそいだ。多賀氏はそのもつとも評価されるべき事例が積奠に関するものであるとしている^②。

開元八年（七二〇）、国子司業李玄瓘の奏によって、孔子廟の顔回ら十哲の坐像を立像にあらため、従祀となし、曾参の塑像を十哲の次に置き、壁に七十子及び二十二賢を描くこととなった。これで孔子廟はほぼ完全な形状を呈したといえる。以後『旧唐書』（卷第二十四）では、開元十一年には、県学の積奠では牲牢を用いず酒脯を用いるのみとなり、同十九年には諸州でも牲牢を用いることをとどめて酒脯だけを用いることがみられる。

ところで、開元十九年には太公廟の積奠についての詔が出された。太公廟とはいってもなく、周の武王にしたがった太公望呂尚をまつた廟で、高氏によると、廟自体の建設は、貞観年間におこなわれていたが、祭祀そのものは粗備であったという。この詔では、長安・洛陽、天下諸州に太公廟をたて、武挙の者は春秋仲月上戊の日に太公に積奠して郷飲酒礼をおこなうことや、朝廷より出兵を命じられた將は

窓 出発の日に太公廟で辞廟の礼をおこなうこと、古来の名将十人を太公廟に配享することなどが定められている。^④ 史

武挙は武則天の長安二年（七〇二）に始まった武人の科挙である。この詔からも積奠とは本来斯道の先聖先師に対しておこなうものであり、儒学だけに限定されていないものであったことがわかる。また、ここには明経の進士に准じて郷飲酒礼をおこなうことが明示されており、積奠の対照は違っても武挙も一般科挙と同様の扱いをなされていたことがわかる。

そして、開元二十年には「開元礼」が頒行された。先述したが、これは「貞観礼」「顕慶礼」の不備を補うために編纂されたものである。この「開元礼」は東アジア諸国の礼の規範となり、日本にも将来されたことは「延喜式」などの記述からみて明らかである。

開元二十六年、「諸州郷貢見訖り、引きて国子監に就き先師に謁せしむ。学官之が為に開講し、疑義を質問す。有司食を設く。弘文、崇文両館の学生及び監内挙人も、亦た焉に預かるを聴す^⑤」という勅が出された。その日は「先聖已下を祀ること、積奠の如し」と記され、常の積奠とは区別されているものの、この勅では「礼記」の「始めて学を立て、必ず先聖先師に積奠す」と同様の意味付けがなされている。ここで積奠は、学校制度だけではなく、科挙制度とも関わっていくようになるのである。

開元時代の孔子廟の整備によって、孔子廟で積奠をおこなうとき、中心に孔子が坐し、傍らに顔回を配し、十哲、二十二賢、七十子が居並ぶ様子は庄巻であろう。それを目の当たりにする学生や貢挙の者は、自らがおこなう学問の最終到達地点をそこにみて、学を修めれば

その精神は聖賢に近づき、物質的には官僚としての成功が待っているかのような期待を抱くのである。孔子廟の荘嚴は人々に聖賢の世界を体現し、積奠はそれをより効果的にみせる装置であるというのはい過ぎであろうか。ともあれ積奠は、唐代科挙制度の一翼を担うようになるのである。

そして、ようやく先聖の地位を獲得し、廟堂に諸弟子を集め、先儒に囲まれ、揺るぎない地位を獲得した孔子は、翌開元二十七年には文宣王となり、諸弟子は公侯とされた。ここでついに孔子は生前果たし得なかった「王道」をおこなうもの、すなわち「王」となったのである。唐代における孔子廟祭祀の確立は、孔子に、少なくとも近代まで変わらない崇敬を与えたのであった。

第三章 奈良時代の積奠

日本で積奠が最初に文献にあらわれるのは大宝元年（七〇一）二月である。^⑥ この時の積奠は中丁に行われている。「学令」では大学・国学、毎年春秋二仲之月上丁に、先聖孔宣父に積奠す。其の饌酒、明衣須くする所、並びに官物を用いよ^⑦と規定されている。大宝元年の積奠が中丁に行われたことについて、宮城栄昌氏は祈年祭が上丁にあつたためと解釈している。実際「延喜式」では上丁に祈年祭や国忌に当たるときは積奠を中丁に延期するとしているが、この場合になぜ中丁を用いたかという直接的要因はわからない。

「学令」の先聖孔宣父という表現は、先にみたように、太宗の貞観十一年以降のことである。また、貞観二十一年の許敬宗の建議には「（貞観）学令に大牢を以て祭り、楽は軒懸を用い、六佾の舞、並び

に登歌一節、大祭と相遇せば、改めて中丁を用いよ。州県は常に上丁を用い、学(楽カ)無し、祭は少牢を用う」とあることから、大宝「学令」は、唐「貞観令」とその格に準拠していると考えられる。仁井田陞氏の『唐令拾遺』によると、「貞観令」における積奠条は「学令」にあり、開元七年令(或いは開元四年令)では、「学令」の編目は除かれたので、従来「学令」に規定されていた積奠条は「祠令」に加えられたが、ただし「開元二十五年令」では、再び「学令」中に規定されることとなったという。

こうして、「貞観令」に準拠するかたちで日本の積奠が制度化されていった。大宝三年には大学助であった藤原武智麻呂が荒廃した学校を再興して、慶雲二年(七〇五)、宿儒刀利康嗣に積奠の祭文を作成させ孔子を祀った。その次第については記されていないが、「清酌蘋菜を以てす」とあることから、積奠に比べて簡素な積菜に近い次第ではなかったかと推測される。また祝詞には「魯司孔宣父を敬祭す」とし、文面は孔子を聖人として称えるというよりもむしろ、志をもちながらも用いられない孔子の遺徳を偲ぶという内容になっている。記事の真偽はともかく、学校を再興したのちに積奠を実施するという、唐代に確立した、学校と孔子廟との関係が形の上でもここにとりいれられていることが理解される。

さて、これ以降、日本の積奠も転換期を迎えることとなる。養老四年(七二〇)には檢校造器の二司に積奠の器物を作らせ大膳職、大炊寮に置いた。つまりそれ以前はとくに積奠の祭器を使用してはいなかったというので、供物自体も我々が考えているようなものではなかったと思われる。「学令」の積奠条も、「饌酒」と記されているだけ

でそれ以外にあったのかどうかはわからない。また「貞観学令」では国子監は大牢、州県は少牢とされていたが、それらをどのように供するのかを理解するのも難解であったらう。

さて、天平七年(七三五)には入唐留学生下道(吉備)真備が唐より「唐礼百三十卷、大衍歴経、楽書要録」を持ち帰り献上した。この「唐礼」は巻数からみても顕慶礼であると思われる。真備の薨伝によると彼は靈龜二年(七一六)二十二歳で入唐し、天平七年に帰国するまでの約二十年間を唐で過ごした。そして「経史を研覽し、衆芸に該渉す。我朝の学生名を唐国に播すは、唯だ大臣(真備)朝衡(阿倍仲麻呂)二人のみ」と記される。帰朝後は大学助となった。また「是より先、大学積奠其の饌未だ備わらず。大臣礼典に依稽し器物始めて修まり礼容観すべし」とみえ、このことから真備が日本の積奠儀式を整備したとみられている。『統紀』には天平二十年、積奠の服器、儀式を改定したことが記されており、この時の改定が真備の手によるものとされている。二十年に及ぶ唐での留学中、孔子廟に詣でることはもとより、積奠を目にする機会もあったであろうから当然のことだろう。また、真備は天平十三年には東宮(阿部内親王)学士に、同十五年には東宮学士兼春宮大夫となっており、この天平二十年の服器及び儀式の改定は、皇太子視学を実現しようとしたのかもしれない。ただし、真備の目にした積奠は天平七年(開元二十三年)以前の積奠であり、抛り所とする礼典は「顕慶礼」であった。唐では、真備の帰朝の三年前(開元二十年)には「開元礼」が頒行されているが、当然持ち帰ることなど不可能であった。

真備が再度入唐したのは、天平勝宝四年(七五二)で、遣唐副使と

窓 しての入唐である^⑧。この時には「開元礼」を持ち帰ったのではないか

と思われるが、確かなことは不明である。神護景雲二年(七六八)には、天平勝宝四年に真備と一緒に入唐した膳臣大丘の言によって、孔子を「孔宣父」から「文宣王」^⑨と改称した。大丘は国子監の門に「文宣王廟」と掲げられていたのを目にし、また国子監学生により「今主上大いに儒範を崇めて追改して王と為す」と教えられ、日本でもこの尊称にしたがうべしと言上したのである。

また、宝亀六年に遣唐使に任じられた伊予部家守は、文宣王の座について諸儒の考え方がまちまちで、経義と唐のあり方をとって南面にするように進言している^⑩。これより孔子の座は南面となった。

このように、日本の積奠儀式はまとまったひとつの礼典だけから整備されたのではなく、留学生の見聞にもとづく意見も採用しながら徐々に整備されたのである。しかも、礼典それ自体の解釈は難解であり、多大な時間と労力が必要であっただろう。

なお、日本の積奠では唐のそれとは違い、孔子の像は画像を用いており、『江家次第』によると、積奠に使用される孔子の画像は真備の二度目の入唐の時に弘文館より持ち帰ったものとされている^⑪。

こうして整備されていく積奠も、奈良時代には実際どのような次第でおこなわれていたかは伝わっては来ない。積奠儀式の次第とその様子がわかるのは平安時代になってからである。そこには、唐礼を踏襲しようとしながらも、日本独自の変化を遂げていく「積奠儀式」をみるることができる。

むすび

唐代の積奠は、「先聖先師の争い」により整備されたと言っても過言ではない。先聖先師は、統治理念である儒学における理想を体現したものである。彼ら聖賢を学ぶための学校に廟を置き、積奠をおこなうことによって、学生の何をもって学ぶべきかという目標が身近に顯れるのである。また、積奠が科挙と関わっていくことによって、教育目標が立身的手段へとより一層近づいていく。このように、学生、貢人らの価値観に影響を与えるからこそ、積奠が政争の手段にもなるのである。

しかし科挙制度のなかった日本においては、そのような状況にはならなかった。律令制度を取り入れ、それを支える思想としての儒学は取り入れたけれども、官吏任用とは一線を画すものであった。孔子は学問の向上を目指す目的のための偶像であり、あこがれの対象ではあるが、聖賢そのものよりもむしろ、彼らの著した書物が関心の中心であり、教養となっていた。積奠も「武智麻呂伝」にみられるように、孔子の徳をしのぶ行事というところえ方がなされていたと考えられる。

時代は下がるが、たとえば次のような例はそれを顕著に表しているだろう。「枕草子」に「官の司に定考といふことすなる、なにごとにかあらむ。孔子などかけたてまつりて、することなるべし。聡明とて、上にも宮にも、あやしきもののかたなど、かはらけにもりてまいらす^⑫」とあり、これは八月の定考と二月の列見を混同し、さらに積奠とも混同しているのだが、積奠の酢(ひもろぎ)を「聡明」と称していたというのは、それを食せば聡明になるという意味であらうか。だ

とすれば、孔子はまさしく聡明の偶像といえるだろう。

以上、唐代の積奠の変遷とその背景を考えることによって、積奠のもつ従来のイメージとは違う見方を提示したつもりである。大方のご批判を仰ぐ次第である。

註

- ① 弥永貞三「古代の積奠について」(『続日本古代史論集』下巻所収、昭和四十七年、吉川弘文館)、翠川文字「積奠」一〇七(『川村短期大学紀要』十〇三、一七・一八、平成二〇五年、九・十年)、戸川点「積奠における三牲」(『律令国家の政務と儀礼』所収、平成七年、吉川弘文館)、拙稿「積奠三牲奉供をめぐる」(『史窓』第五十三号、一九九六年)、所功「日本における積奠祭儀の特色」(『京都産業大学研究紀要』第二十七巻第四号、一九九七年)など。
- ② 多賀秋五郎『唐代教育史の研究』(昭和二十八年、不昧堂)、高明士「唐代的積奠礼制及其在教育上の意義」(『大陸雜誌』第六十一巻、第五期、一九八〇年)。
- ③ 『礼記』文王世子編(『新釈漢文体系』、昭和四十六年、明治書院)。
- ④ 『旧唐書』卷百八十九上、及び『唐会要』卷三十五など。
- ⑤ 『旧唐書』卷百八十九上、及び『唐会要』卷三十五など。
- ⑥ 『新唐書』卷十五、及び『冊府元龜』卷六百四。
- ⑦ 多賀氏によると、高祖は隋及び、北魏などの制度を取り入れたという(『唐代教育史の研究』一三二～一七頁)。
- ⑧ 『唐代教育史の研究』八八～八九頁。
- ⑨ 『旧唐書』卷百八十九上、及び『唐会要』卷三十五など。
- ⑩ 『唐会要』卷三十五、『新唐書』卷十五にも同様の記事がみえる。
- ⑪ 陳寅恪「唐代政治史述論考」(『陳寅恪文集』五、一九八二年、上海古籍出版社)。
- ⑫ 「唐代的積奠礼制及其在教育上の意義」。以下、高氏の説は特に断らない限りこの論考からの引用である。
- ⑬ 『唐会要』卷三十五、『新唐書』卷十五にもみえる。なお、「学」は

「楽」の誤りとする。

- ⑭ 仁井田陞『唐令拾遺』(一九三九年初刊、一九六四年復刊、東京大学出版会)「永徽令」の復元による。
- ⑮ 『唐代教育史の研究』八九頁。
- ⑯ 『旧唐書』卷七十三 令狐德棻伝。
- ⑰ 『旧唐書』卷七十三 令狐德棻伝。
- ⑱ 『旧唐書』卷七十三 令狐德棻伝。
- ⑲ 『唐会要』卷三十五。
- ⑳ 『旧唐書』卷四。
- ㉑ 『旧唐書』卷八十二 許敬宗伝。
- ㉒ 『旧唐書』卷六十五 長孫無忌伝。
- ㉓ 『唐会要』卷三十七。
- ㉔ 高氏「唐代的積奠礼制及其在教育上の意義」。
- ㉕ 布目潮瀨『隋唐史研究』(昭和四十三年、同朋舎)一六七頁。
- ㉖ 氣賀澤保規『則天武后』(一九九五年、白帝社)。
- ㉗ 多賀氏「唐代教育史の研究」一八六頁～一八七頁。
- ㉘ 『新唐書』卷十五、『文獻通考』卷四十三、『唐会要』卷三十五。
- ㉙ 『通典』卷五十三。
- ㉚ 『旧唐書』卷二十四。
- ㉛ 『新唐書』卷十五、『文獻通考』卷四十三。
- ㉜ 『続日本紀』大宝二年二月丁巳条。
- ㉝ 『令集解』「学令」。
- ㉞ 宮城栄昌『延喜式の研究』論述篇(昭和三十二年、大修館書店)。
- ㉟ 『延喜式』「大学寮」。
- ㊱ 『唐会要』卷三十五、『新唐書』卷十五にも見える。
- ㊲ 仁井田陞『唐令拾遺』。
- ㊳ 「家伝下武智麻呂伝」(『寧楽遺文』文学編)。
- ㊴ 『続日本紀』養老四年二月乙酉条。
- ㊵ 同 天平七年四月辛亥条。
- ㊶ 同 宝龜六年十月壬戌条。
- ㊷ 同 天平二十年八月癸卯条。

- ④③ 同 天平十三年七月辛亥条。
④④ 同 天平十五年六月丁酉条。
④⑤ 真備の副使に任命は『統日本紀』天平勝宝三年十一月丙戌条に、大使藤原清河が節刀を給うのは同四年閏三月丙辰条に見える。
④⑥ 『統日本紀』神護景雲二年七月辛丑条。
④⑦ 『日本紀略』延暦十九年十月庚辰条。
④⑧ 『江家次第』卷五（『故実叢書』）。
④⑨ 『枕草子』一二六段（『日本古典文学大系』一九九二年、岩波書店）。